調査票 1

都道府県・ 政令指定都市名	21 岐阜県

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部調	₹ (室)	名	健康福祉部	子ども・女	性局	女性の活躍	推進課				
担	当	職	員	数		4	人	(専任	4	人、兼任	0	人)	

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名					称	岐阜県男女	ス共同参	画社会?	づくり推進本	部					
設	置年	月	日	· 根	拠	平成 6 年 4 月 1 日 根拠: 岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置要網									
長	σ)	役		職	知事									

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		岐阜県男	女共同	参画二十一	世紀審議	会				
設	置	年	月	日	平成	16	年	4	月	1 1	日			
構		成		員		15	人	(女性	9	人、男性	6	人)		

4 男女共同参画に関する計画

ハヘハドアロニ	71 7 WILLIE										
	計画期間	平成	26	年	4	月	~	31	年	3	月
名	称		岐阜県男	女共同参	多画計画(質	(63次					
改定·見面	直しの予定時期	平成	31	年	3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
関する法	業生活における活躍の推進に 律(以下「女性活躍推進法」とい 進計画と一体である		※いずれか	1つに0をつ	けてください。						
女性活動	推進法の推進計画と別に作成	0	1								

5 男女共同参画に関する条例

カススドラミに対する木が												
有の場合		名		称		岐阜県男	女が平等	に人として	尊重され	1る男女	共同参画社	±会づくり条例
		公	布	日		平成	15	年	10	月	9	日
		施	行	日		平成	15	年	11	月	1	日
	最	終	改	正	日	平成		年		月		日
		改	正内	容								
	改正が予	定さ	れてい	る場合	含、改正予定	時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等について検討中(状況を具体的に)											
※ どちらかに○を つけてください。	#	持に検	討して	こいない	い							

調査時点コードを以下より選択してください

										印列	且时示	אַביו ע	ターみりと	き択してくだる		
審議	会等委員への女	性の登月	Ħ				1:平	成29年4	月1日		2:平	成29年5	月1日	3:その他:	平成年月	日
	目標値			平成		30	年度まで	40~60	%	平	成		年度ま	で	%	
	根		拠					Щ	支阜県男	女共	司参画	計画(第3	3次)H26~	~H30		
目棋	票設定の対象である	審議会	等の範囲				(地方自治 査等を目的							が加わる会	議で、調何	多、審査、診
P #	震設定の対象である審	『議会生』	七十名巻田仕辺	調査	È時点:	コード	1	審議:	会等数(87)うち女性	委員を含む	む審議会等数(85)
II 12	素政 足の 対象 この る 音	酸女子に	-8317 公豆用水ル			延総委員	員等数(1,208)延女	性委員	等数(484)	女性比率(40.1)
地方	自治法(第202条の3)に	基づく審議	養会等における登用状	調査	上 時点	コード	1	審議:	会等数(87)うち女性	委員を含む	む審議会等数(85)
況		1,2,2	,, -ou-, o <u></u> ,,,,			延総委員	員等数(1,208)延女	性委員	等数(484)	女性比率(40.1)
	又は政令により地方公	置かなければならない	調査	上 時点	コード	1	審議:	会等数(36)うち女性	委員を含む	む審議会等数(34)	
審議	会等における登用状況	(*)				延総委員	員等数(797)延女	性委員	等数(282)	女性比率(35.4)
地方	5自治法(第180条の5	5)に基づく	〈委員会等における	調査	を 時点:	コード	1	審議:	会等数(8)うち女性	委員を含む	む審議会等数(7)
登用	1状況					延総委員	員等数(55)延女	性委員	等数(17)	女性比率(30.9)
	目標值以	外の目標	設定								t _c	iί				
	人材名	簿作成の	の有無	有		0	(公表		・非公	·表	0) -無		作成	予定有	
女性	人材名	3簿が有	る場合	掲載人	.数	884	人	(平成	29	年		4	月現在	E)		
登				人材育	成事第	業の実施	面の有無	1	Ī		•無	0				
用	そ	Ø	他	委 員	0 1	公募		1	■ 0		-無					
方策	7	U)	旭	そ	Ø	他										

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

女性公務員の	採用•登用状況						調査時点コードを以下より選択してください						
1)-1管理職の4	主職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	月日
		管理職総	数(※)					女	性管	理 職	の内	:訳	
			うち女性	女性比率	部局長村	目当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	417	30	7.2	22	0	0.0	41	2	4.9	354	28	7.9
本/1	うち一般行政職	333	22	6.6	16	0	0.0	29	1	3.4	288	21	7.3
支庁·地方事	計	490	78	15.9	7	0	0.0	48	2	4.2	435	76	17.5
務所等	うち一般行政職	363	48	13.2	7	0	0.0	35	2	5.7	321	46	14.3
全体	計	907	108	11.9	29	0	0.0	89	4	4.5	789	104	13.2
土仲	うち一般行政職	696	70	10.1	23	0	0.0	64	3	4.7	609	67	11.0
再掲	警 察 関 係	104	2	1.9	4	0	0.0	19	0	0.0	81	2	2.5
竹竹	教育委員会	79	12	15.2	2	0	0.0	3	0	0.0	74	12	16.2
	注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。												

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	798	108	13.5	376	32	8.5
471	うち一般行政職	568	87	15.3	58	18	31.0
支庁·地方事	計	1,071	212	19.8	523	25	4.8
務所等	うち一般行政職	782	148	18.9	27	10	37.0
全体	計	1,869	320	17.1	899	57	6.3
土件	うち一般行政職	1,350	235	17.4	85	28	32.9
再掲	警 察 関 係	355	18	5.1	899	57	6.3
111 76)	教育委員会	289	89	30.8	0	0	

(1)-3新規昇任者数

平成28年4	月1	日~29	年3月	31日
--------	----	------	-----	-----

7 CANIANGTE IX	P 35						1 /3020-	T-7/1 - H	20-7-0710	• •
		課長相当職	~ ± / ±		課長補	21.11		係長相当職	~ / / Id	4 14 11
		(人)	うち女性 数 (人)	女性比率	佐相当 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率	(人)	うち女性 数(人)	女性比率
本庁	計	74	11	14.9	104	24	23.1	6	2	33.3
A-71	うち一般行政職	63	9	14.3	98	24	24.5	4	2	50.0
支庁·地方事	計	74	20	27.0	155	54	34.8	64	9	14.1
務所等	うち一般行政職	50	12	24.0	105	44	41.9	5	3	60.0
全体	計	148	31	20.9	259	78	30.1	70	11	15.7
主体	うち一般行政職	113	21	18.6	203	68	33.5	9	5	55.6
再掲	警 察 関 係	19	0	0.0	44	1	2.3	70	11	15.7
一种地	教育委員会	13	8	61.5	30	21	70.0	0	0	

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

٠.	**************************************	<i>7</i> 111	(可足)	カシカ	思女为	ありらせる	リテリ	行風安?	をして ている	学児リハ	くいこしを	記入して、たとい。
Ī		勤務	昇 試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地での長期研	遠隔地 での 勤務経	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
		成 績	面接のみ	それ 以外	面接のみ		推薦		数修(4週間)以上)		望	
	課長級	0	0	0			0	0				(警察関係) ・公安職については面接のみ、一般行政職については筆記と面接を 考慮要素としている。
	補佐級	0		0			0	0				(警察関係) ・部局等の推薦については昇任選考試験にのみ考慮要素としている。・公安職については、競争試験、選考試験を実施しており、競争試験 については、択一式・正誤式問題、筆記、面接を考慮要素としている。 ・一般行政職については、選考試験を実施しており、筆記、面接を考慮要素としている。
	係長級	0		0			0	0				(警察関係) 同上

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成28年4月1日~29年3月31日

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受験 率(%)
昇	任	試	験	2,186	126	5.8
昇	格	試	験	0	0	

(**2) 女性公務員の採用状況** 平成28年4月1日~29年3月31日

		総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率 (%)
 全体		377	135	35.8
	うち 上級	225	70	31.1
うち一般行政職		185	70	37.8
	うち 上級	125	41	32.8
うち警察関係		141	30	21.3
	うち 上級	74	15	20.3

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	岐阜県女性の	活躍支援センター	男女共同	参画プラザ		愛称•通称				
設置年月日	平成	14 年	4	月	1 日	施設形態	単独施設	0	複合施設	
	郵便番号:50	00-8384	住 所:	岐阜市薮田	南5-14-53 C	KBふれあい会	館 第2棟9階			
所在地等	電話番号:05	58-214-6431	FAX番号	: 05	8-214-6432					
	ホームページ: h	nttp://www.pref.g	fu.lg.jp/kodo	omo/kekkon/d	anjo/danjokyo	do/c11234/pla	za.html			
	1. 施設管理	〇 直営(担	当部局名:	健康福祉部	子ども・女性	局 女性の活躍	推進課)	
管理·運営主体		指定管理	理者(名称:)	
※1~2について、該当するものに〇をつけ、記入してくださ		その他()	
۱,°	2. 事業運営	0 == 1,2		健康福祉部	子ども・女性	局 女性の活躍	推進課)	
			望者(名称:)	
		その他()	
職員数	常勤	7 人、	非常勤	4	人 予算	預 平成29年	F度	29,013		千円
主な事業		しているものに〇					- 7 時 40 7 47 人		,	
土な争未		な報啓発(主な事項	-			リーフレットにょ を、キャリアデザ)	
	H	構座(主な事項:					1ノ再座 ■就職相談、カウン) - トフ・シ・の +ロ \	
男女共同参画・女性に				^{東々は図め作詞} 図書・DVD€		、る法律伯談、共	#別・戦性談、ガリン	ゼラーに	-よる心の相)	
関するもの		青報収集・提供(主 た まかま/ きなまり		図書・DVD	ŧш)	
	II -	告情処理(主な事項 と流促准(主な事項	-	・しせ会し六本	市类 社良不	チャンの六本	:_		,	
		**************************************					. 本		,	
		と業・NPO法人と			貝: 台俚品	再座の条内)	
	_	国際交流・海外派		+尹垻:)	
	_	関査研究(主な事項	-	上~上 中代山)	
	O 10. ₹	その他(主な事項:	叮修至、	セミナー至貞は	1)	

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称						基金·基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	○ 有 名称等:岐阜県各種女性団体連絡会議	加盟団体数	25	
有無	石が守・戦手示行性メロ団体連指去機 無	会 員 数		
地方公共団体からの助成・委託	→ 有			
事業実施の有無	無			
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
活動内容	○ 2. 機関誌の発行			
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成			
○をつけてください。	→ 4. その他 内容: 各 地域団体への助成			

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

0	1. 担当者連絡会議の開催	
	2. 市町村職員研修会の開催	
	3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
0	4. 関係情報の収集提供	
	5. 審議会等女性登用の働きかけ	
	6. 補助金等の交付 名 利 :)
	概 要 :	J
	7 7 A M - D D	_

- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
 - (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
 - (2)女性職員の研修受講への配慮
 - 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

CONTRACTOR OF SERVICE			
事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	100,700	95,558	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01000 %	0.01000 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

1 :	公共	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0	
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
	3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	0	
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	0	
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
		(5) その他(内容:)		

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男	資格審査に おける男女 共同参画 等の項目	参画等の
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0		
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			0
具	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
体	6	管理職に占める女性割合に関する項目			
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)			
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	10	短時間正社員制度の導入			
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	13	その他	0		

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登 録・認定・ 認証制度	正未の衣
	実施の有無	0	
	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇法に基づく「ユースエール」認定を取得	用促進	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	
選	3] 役員に占める女性割合に関する項目		
定	4 管理職に占める女性割合に関する項目	0	
等	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	
o o	6 その他「登用促進等」に関する項目	0	
基	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
+	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他	0	

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度(2、4、5、6、7、8、10、1 2)、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度(2、4、5、6、7、8、10、12)
\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16	地均	就にお	けるま	て性活躍	推進退	上携体制	の構算	状況

1	ある	0	女性沽躍推進法第23条の「協議 該当する場合、その具体的名称
2	現在はないが、今後検討する		その他の場合、その具体的名称

>	対性	清流の国ぎふ女性の活躍推進会議
	その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有無	名 称	岐阜県男	女共同参画の現状と施策		
公表周期			1	年	不定期		
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。	0	2. 統	計情報に関 女共同参画	する事務を終	に関する事務を総括的に所管する課(室) 総括的に所管する課(室) の総合的な施設の指定管理者)	

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

	名	事業内容等	参加予定者数	n± ++n
	広報啓発	, 1		時期
	1 男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画推進強調月間における意識啓発事業の実施	100人程度	11月
١.	2 女性の活躍推進サミットの開催	女性活躍推進の気運の醸成のための基調講演、パネルディスカッ ション等の開催	400人程度	2月
		フェン寺の開催		
1:				
2	表彰			
	成り 岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰	 男女共同参画社会づくりを積極的に推進し、功績が顕著であった者を	100人程度	11月
	The state of the s	表彰		'''
-				
-				
3.	講座			
-	イクボス養成講座	両立支援と業績向上を目指す経営者を対象とした講座	100人程度	8月
-	イクボス養成ミニ学習会		90人程度	7月~
	0.00	学習会		l
	キャリアアップ講座	ビジネススキルアップやキャリアアップを目的とした講座	100人程度	11月~
	キャリアデザイン講座(若手社員や育児休業中の社員)	若手社員向けにキャリアビジョン形成を目的とした講座	100人程度	6月~
	マインドアップ講座(不安を抱える女性)	子育て、仕事と家庭の両立、再就職等の不安を解消する講座	200人程度	6月~
	再就職のための実践講座	再就職を希望する女性のための講座	60人程度	6月~
	企業内研修	企業等で開催される研修会に講師を派遣する。	250人程度	7月~
Ι.	女性管理職養成研修(補助事業)	中小企業における女性従業員のための管理職養成研修	40人程度	8月~
Ι.				
1.	+ロ=火 古 米			
	相談事業 男女共同参画プラザ(拠点施設)相談窓口	 電話・面談による様々な悩み相談を実施		随時
	カス六円を四ノノソ (拠点他設/ 11談念口	电品・国家による1米ペな1四の名詞の代表を表現し	1	がでから
ŀ.	桂起 Ⅲ隹•担卅			
	情報収集・提供 女性の活躍応援ポータルサイト(HP)	 女性の活躍支援情報を発信(ロールモデル、イベント、支援他)	_	随時
	男女共同参画プラザだより	男女共同参画に関する情報を発信(イベント、支援他)		毎月
Ι.	カムハウタロイノノにのノ	カムハロシロで図/UITMCルロ(T '21、人体に/		~ , ,,
			1	
6	苦情処理			
	苦情相談	 県施策に対する苦情・意見及び相談の受付	_	随時
.				
1.			1	
7.	交流促進			
	社会人と女子学生の交流事業	大学内での女子大生と社会人の交流事業	1	10月~
-	活躍する女性の交流事業	岐阜で活躍する女性の交流事業		10月~
-	ダイバーシティinぎふ事業	働く女性のネットーワークづくりの促進	30人程度	7月~
-			1	
-				
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ		1	
	イクボス養成講座[再掲]	両立支援と業績向上を目指す経営者を対象とした講座	100人程度	8月
-	イクボス養成ミニ学習会[再掲]	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の取組みを学ぶ	90人程度	7月~
		学習会	100 175	
	キャリアアップ講座[再掲]	ビジネススキルアップやキャリアアップを目的とした講座	100人程度	11月~
	キャリアデザイン講座(若手・育児休業中の社員)[再	若手社員向けにキャリアビジョン形成を目的とした講座	100人程度	6月~
	マインドアップ講座(不安を抱える女性)[再掲]	子育て、仕事と家庭の両立、再就職等の不安を解消する講座	200人程度	6月~
	再就職のための実践講座[再掲] 企業内研修[再掲]	再就職を希望する女性のための講座 企業等で開催される研修会に講師を派遣する。	60人程度	6月~
	正未的 听修[丹恂]	正未守で州准される町形式に調帥を派追りる。	250人程度	7月~
			1	
	国際交流・海外派遣事業			
9.	四州人州 两八州 但于木			
			1	
10	調査研究			
	· 調宜切允 育児休業等実態調査	 企業における男女の育児休業等の取得状況を調査	1400社	7月
	男女共同参画に関する県民意識調査	男女共同参画に関する県民意識を調査	2,000人	8月
Ι.	ハハハウクロマステッハル心吸吻旦	カハハウタロで対す W.N.M.M.M.C. 呼風	_, 555,	373
1.			1	
11	その他			
	ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定	 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定式	<u>_</u>	2月
.		The state of the s		
1.				
.				
Ь		l	I	

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に〇をつけてください。 1:平成29年4月1日 【その他: 平成 年 月 日

	1.十次23千9万1日	ての他、干成 平月日		
議 会 名	岐阜県議会			
問1. 議員の出産を欠席事由として明ますか。1~3のいずれか一つを選択し		1.欠席事由として明記した規2	定がある。	
		2.欠席事由として明記した規 正当な欠席事由と認めている	定はないが,運用上出産に伴う欠席を 5。	1
		3. その他(欠席の例がない,	不明等)	
問2. <u>問1. で、1を選択した場合</u> にお 「欠席事由として明記した規定」とは、ど		1.標準都道府県議会会議規則	則と同様。	
ちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照			標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、全く同じでなくても、 様」を選択してください。	宋人の博垣か问し (めれは 同	3.その他		

【参考】 標準都道府県議会会議規則

版十年 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

標準市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則

18年中371888公公路のポリ 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	1
	3
その他 (具体的に事由を記載してください)	

則 岐阜県議会会議規則第3条

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

第3条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に欠席届(別記第1号様式)を提出しなければな

都道府県名 21 岐阜県

							<u> </u>	
以下のデータの調査時点をお答えください。(酸当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も配入してください。)								
WIND TOWNSDAY	7-CV-0 1A	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	H OBDYO C VICEO 87				-	
平成29年4月1日現在	\cap	平成29年5月1日現在	その他:平成	午 日	口羽左			
平成29年4月1日現在		平成29年3月1日現任	ての他:平成	+ 7	口現住			
							1	

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知 事 女性 ○ 男性 任期:平成 29 年 2 月 6 日 ~ 平成

* 平成29 ⁴ 変更·廃	知 事 2 人 (女性 人、 政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 〒4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載して	男性	2	人)		
* 平成29 ⁴ 変更·廃	〒4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載して	います。				
<u>変</u> 更·廃		います 。				
1			ボセス担ムには	40以下の売点に	/-=□ 3 <i>ナノ</i> +::	+ 1.
	<u>止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加</u> 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない	ライルに番磯云寺 委員総数		女性委員の割合		
	ものには番号の前の欄に×を記入してください)	(人)	(人)	(%)	備:	考
	都道府県防災会議(会長を含む)	61	12	19.7		
1 1	都道府県防災会議(委員のみ)	60	12	20.0		
	当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す					
	「芍 る職員	12	0	0.0		
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 関の長	1	0	0.0		
	2.中、出該報道应則の粉杏禾昌企の粉杏具	1	1	100.0		
	M =					
	4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0		
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	1	100.0		
	訳 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	3	0	0.0		
	- の元季がに取りる名 - 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 - 7号 は贈号のませんといる。 はためまったのである。	20	5	16.7		
	- 16戦員のフラから自然都道府宗の和争がは叩する有 - 16戦員のフラから自然都道府宗の和争がは叩する有 - 16戦員のフラから自然都道府宗の和争がは叩する有	30	5	16.7		
	8号 者	11	5	45.5		
	国土利用計画地方審議会	15	6	40.0		
	土地利用審査会	7	4	57.1		
	都道府県交通安全対策会議	19	1	5.3		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	31	11	35.5	岐阜県自然環境	保全
	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧環境審議会)	30	16	53.3		
	精神医療審査会	27	3	11.1		
	都道府県生活衛生適正化審議会					
	都道府県医療審議会	30	14	46.7		
	准看護師試験委員会	16	9	56.3		
	麻薬中毒審査会	5	2	40.0		
	地方社会福祉審議会 暗宝者に関する家議会その他の会議制の機関	35	15	42.9	岐阜県障害者施第	第 ##
	障害者に関する審議会その他の合議制の機関 国民健康保険審査会	20 9	9 5	45.0 55.6	以半示桿舌白胞	水推進
	都道府県農業共済保険審査会	2	0	0.0		
	都道府県森林審議会	12	6	50.0		
	都道府県建設工事紛争審査会	14	5	35.7		
18	建築審査会	7	4	57.1		
	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
	都道府県都市計画審議会	24	3	12.5		
	開発審査会	7	3	42.9		
	私立学校審議会 石油コンビナート等防災本部	16	7	43.8		
	石川コンピアート等防災本部 公害健康被害認定審査会					
× 25	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
26	都道府県児童福祉審議会	20	8	40.0		
	地方港湾審議会			-		
	土地区画整理審議会					
	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
	介護保険審査会 都道府県固定資産評価審議会	30 12	12 5	40.0		
	都退府県回足負産評価番譲去 感染症の診査に関する協議会	35	6	41.7 17.1		
	警察署協議会	176	80	45.5		
	土地収用事業認定審議会					
35	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	4	66.7		
	国民保護協議会	47	4	8.5		
	地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0		
	市街地再開発審査会					
	都道府県職員委員会					
	自然再生協議会 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
	番職会での他の台職制の機関(次公益総定等) 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
	留置施設視察委員会	6	1	16.7		
	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送	<u> </u>		10.7		
	及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				<u> </u>	
	指定難病審査会	16	0	0.0		
	小児慢性特定疾病審査会	7	3	42.9		
	行政不服審査会	6	3	50.0		
× 48	国民健康保険運営協議会					
50					1	
50 51						

女性委員0の審議会数

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	5	3	60.0	
2 選挙管理委員会	4	2	50.0	
3 人事委員会	3	1	33.3	
4 監査委員	5	1	20.0	
5 公安委員会	3	0	0.0	
6 都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7 収用委員会	7	1	14.3	
8 海区漁業調整委員会				
9 内水面漁場管理委員会	13	3	23.1	
合 計	55	17	30.9	
女性委員0の委員会数	1			